

預かり保育利用料の無償化に係る手続きについて

幼児教育・保育無償化が始まり、預かり保育利用料についても下記の条件付きで無償化の対象となりました。

つきましては、無償化に係る利用を希望される場合は、必要書類を提出してください。

1. 対象者 幼稚園又は認定こども園の在園児（1号認定）で、預かり保育を希望する人
※ただし、保育を必要とする事由がある場合に限る。
2. 対象範囲 預かり保育利用料 上限（月額 11,300 円、日額 450 円）
3. 提出先 在園する園
4. 提出期限 利用予定日の1か月前
5. 提出書類
 - 子育てのための施設等利用給付認定申請書（第10号様式）
 - 保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要）
6. 備考
 - 預かり保育の利用申請をされた人には、園を通じて認定通知書を発行します。
 - 認定申請書は毎年度提出する必要があります。

【問い合わせ】 あわら市子育て支援課
(TEL0776-73-8021)

または在園する幼稚園・認定こども園

保育を必要とする事由とは？

幼稚園やこども園で預かり保育を利用し、利用料の無償化を受けるには、「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

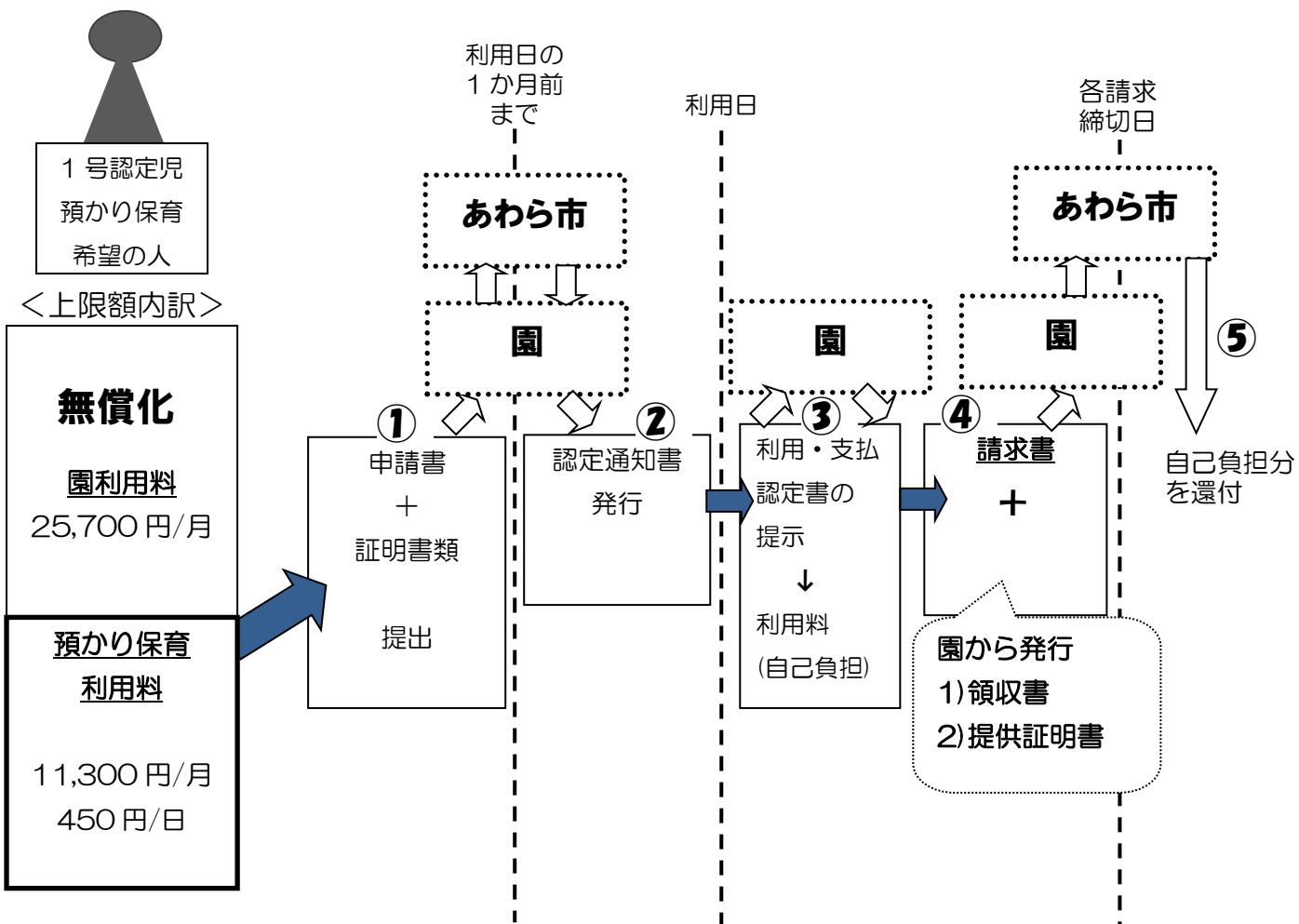
I 保育を必要とする事由

保護者（父母）が次の事由により家庭で保育できない場合

保育を必要とする自由		保育を必要とする事由
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 (1ヶ月48時間以上)	就労証明書
自営	上に同じ	自営申立書及び 営業許可証等
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合 (出産予定日の3か月前の属する月の初日から産後3か月を経過する月末まで)	母子手帳の写し(父母が分か るページ及び分娩予定日が 記載されたページ)
疾病	病気やケガの場合	医師の診断書 (保育が困難な旨が明記さ れていること)
障害	障害がある場合	身体障害者手帳等の写し
看護等	同居または長期入院している親族を介護・看護してい る場合	申立書(介護・看護)及び 医師の診断書 (看護が必要な旨が明記さ れていること) 又は 要看護者の身体障害 者手帳等の写し
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (認定後3ヶ月まで)	就労(予定)申立書 (後日、就労証明書を提出す ること)
就学	学校または職業訓練校に通学している場合	在学証明書など就学状況が 証明できるもの 又は 職業訓練の受講状況 が確認できるもの

保育を必要とする事由が変更になる場合や事由が無くなった場合には、必ずあわら市子育て支援課または認定こども園までお知らせいただくとともに、施設等利用給付認定変更届を変更する月の前月までにご提出ください。変更後の内容は変更申請の翌月から適用されます。

預かり保育利用料の無償化の手続きについて



＜手続きの流れ＞ ※書類の手続きについては、園経由で行います。

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書、保育を必要とする事由を証明する書類を市へ提出します。【利用日の1か月前まで】
- ②市から施設等利用給付認定通知書が届きます。
- ③預かり保育利用の際は、施設に認定通知書を提示し、利用料を支払います。
- ④請求書と領収書・提供証明書（園発行）を請求締切日までに、市に提出します。
- ⑤市から自己負担分の預かり保育利用料が戻ります。※支払いは四半期毎（例：10～12月分をまとめて1月に請求 → 2月に還付します。）

＜補足事項＞

- ・預かり保育利用料が無償化となるには、「保育を必要とする事由」が必要です。
- ・認定通知書の通知と共に、請求手続きなどについて、お知らせします。
- ・年度毎に認定申請書を提出する必要があり、一度認定を受けた人には、2月頃通知をします。